

農地部会は、新居浜市農業委員三二名のうち一六名で構成されており。部会の内容は、主に、農地法にかかる許認可について審議しております。審議を十分に行うために、専門的な知識が部会員に求められております。

さらに、昨年一二月に施行された改正農地法では、農業委員会の判断の透明性が強く求められ、市民にもはつきりと見える活発な活動が期待されております。また、従来の農業委員会は、地元の農業者からも活動が見えにくいという指摘が全国的にあったようでもあります。

このことを踏まえ、新居浜市農業委員会農地部会では、各事案を審議する際は、審査基準の項目を明確にし、客観的な視点をもって判断を下すよう努めております。また、部会は毎月五日に開催しておりますので、審議内容についても傍聴することができ。また、部会では毎月五日に開催しておりますので、審議内容についても傍聴することができ。

今後とも農業委員会の適切な許認可事務を目指して取組んでまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。



農地部会長
小野 輝 雄

農業委員より活動報告

第二〇期農業委員会農政部会長として二年半りが経過いたしました。

農政部会では、新居浜市の農業が直面いたしております。農業政策に関する課題(担い手の育成、耕作放棄地の増加、鳥獣被害防止対策等)について関係機関を含めて調査・研究を行ってまいりました。

さらに、昨年一二月に農地法が改正されました。内容には、農地の転用に関する規制の強化や権利移動についての許可基準の見直し、遊休農地に関する措置等が講じられており、その効果は、意欲ある個人や企業等、新しい担い手による耕作放棄地の解消や地産地消の推進が新居浜市でも期待できると思っております。

今後は残された任期で、農業委員会としての大きな役割でもあります。市民への建議書の内容について、農業者の声を反映させるとともに農業委員のご協力を得ながら作成していきたいと考えております。



農政部会長
藤 田 幸 正

農業委員の紹介!

農業委員は、各地域における農家・農業者の代表です。御相談・御質問は各地域の農業委員までお気軽にご相談ください!

議席	氏名	住所	種別	部会別	議席	氏名	住所	種別	部会別	議席	氏名	住所	種別	部会別
1	西原 力	本郷	農業共済	農地	12	神野 照一	郷	選挙	農地	23	小野 英雄	萩生	選挙	農地
2	篠原 修	光明寺	選挙	農政	13	星加武比古	中西町	選挙	農地	24	野口 敏司	大生院	選挙	農政
3	村尾 浩一	新須賀町	選挙	農地	14	永井 幸孝	北新町	選挙	農地	25	高橋 征三	星原町	選挙	農政
4	高橋 秀人	大生院	選挙	農地	15	神野 幸雄	船木	改良区	農政	26	藤田 幸正	垣生	選挙	農政
5	神野 敬二	大生院	学識	農政	16	古川 一豊	寿町	選挙	農地	27	佐々木文義	庄内町	学識	農地
6	河端 孝志	船木	選挙	農政	17	仙波 憲一	船木	学識	農政	28	藤田 平夫	萩生	選挙	農政
7	河端 廣	宮原町	選挙	農政	18	岡田 宣近	田の上	選挙	農政	29	加藤 良一	久保田町	選挙	農政
8	小野 雄基	船木	農協	農政	19	近藤 司	田の上	学識	農地	30	岡田 雅夫	宇高町	選挙	農政
9	桑原 梅信	庄内町	選挙	農政	20	白鳥 誠二	船木	選挙	農地	31	前田 和男	多喜浜	選挙	農地
10	岡部 正明	垣生	選挙	農地	21	池田 繁	本郷	選挙	農地	32	小野 輝雄	津津町	選挙	農地
11	藤田 奨	船木	選挙	農地	22	守谷 博明	上原	選挙	農地					

(議席順：平成22年11月5日現在)

会長あいさつ

新居浜市農業委員会 会長 高橋 征 三



第二〇期
農業委員の
任期も残す
ところ半年
余りとなり
ました。農
業を取り巻く環境は依然、厳しいもの
となっております。本年から新たに
実施している戸別所得補償モデル
対策は、米の需給調整の推進と有効
活用等により自給率向上を目指すこ
とになりましたが、今回の戸別所得
補償モデル事業により水稲の作付が
増加したことで本年産米の米価が大
幅に下落したことになり、農業従事
者の生産意欲がますます低下し、耕
作放棄地が拡大するのではないかと
懸念しております。

いるところで。また、農業委員が中心となって取組んでいる景観形成事業についても、新たな開拓が必要と考えておりまして、国が定める食料自給率五〇%を達成するためにも耕作放棄地を活用した取組みが必要不可欠ではないかと考えております。また、昨年の改正農地法の施行により、農業委員の果たす役割もさらに重要となりましたことから、農業委員一人一人が、自覚と責任を持ち、新居浜農業の進むべき方向を見定め、指導、助言すべきであると考えております。残された半年余りの任期を地域農業者の代表として農業委員会活動に全力を尽くし、農家のためになるよう努力してまいりたいと考えてます。



佐々木 文義
庄内町
農地部会



近藤 司
田の上
農地部会

新農業委員紹介

議会推薦

*平成二二年六月一五日から、近藤司委員、佐々木文義委員が議会推薦の学識経験者として就任しました。



全国農業新聞を購読しましょう!

☆農業経営、くらしに役立つ情報が満載☆

発行日 毎週金曜日
購読料 月額600円

お申込は農業委員または農業委員会事務局まで!



お疲れさまでした。

白旗 愛一さん(議会推薦)
真木 増次郎さん(議会推薦)

現在の第二〇期農業委員の任期は、平成二三年七月一九日までです。残りの任期、総勢三二名で活力ある新居浜農業の確立に向け頑張ります。

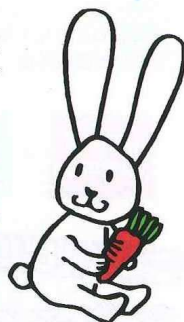
平成23年度は 農業委員会委員改選の年です

選挙人名簿の登録申請をお忘れなく！

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会が審査・判断を行ったものを基に、選挙管理委員会が作成します。

農業委員選挙資格の要件は

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢20歳以上の人。
- ③ 10アール以上の農地で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で年間60日以上耕作に従事している人。



※ 農地を10アール以上所有していても、実際に耕作していなければ選挙人の資格はありません。

※ 年間60日以上耕作に従事していても、別居の親族は選挙人の資格はありません。(例えば、別居の子供が農業を手伝っている場合は選挙人の資格がありません。)

この要件を満たす方は、1月1日現在の状況を1月10日までに農業委員会に申請が必要です。

また、今まで実績があり、現在名簿に登録されている世帯の人は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらうことが必要です。

選挙管理委員会で2月20日までに調製し、2月23日から15日間縦覧に供します。選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。

この名簿が、3月31日から翌年3月30日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。

一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となったとき、選挙された委員が全員解任(リコール)されたとき、委員が総辞職したときに行われます。

平成23年度は、3年に1回の農業委員改選の年に当たります。

申請用紙は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて皆さんに配布していますので、申請漏れのないよう選挙権の資格のある方は必ず農業委員会までご提出ください。

委員報告

先進地視察研修

研修先・鳥取市農業委員会

(鳥取県鳥取市)

農事組合法人ファーム宇賀荘

(鳥取県安来市)

研修日・平成22年
四月一四日～一五日

鳥取市農業委員会の取り組みについて

鳥取県鳥取市は、平成一六年二月一日に鳥取県東部の六町二村と市町村合併を行った。農業委員は、公選委員四〇人、選任委員七人の計四七人で構成されている。

平成二二年度に違反転用対策委員会等の五つの特別委員会を設置して、すべての農業委員がどれかの委員会に属している。農業委員会だよりは、年に三回(四月、一〇月、一月)発行しており、全国コンクールで優秀賞を受賞した。



設立し、深刻化する耕作放棄地の解消に向けて活発な活動を行っている。
取組事例として、耕作放棄地再生利用緊急対策を活用したそばの作付けや新規就農者によるいちご栽培、農業委員及び公民館職員等で耕作放棄地を実費で再生し、小学校の体験農園として食育に活用しているということであった。
これらの活動内容は、委員会だよりや地元ケーブルテレビにて積極的に周知を行っている。

農事組合法人ファーム宇賀荘について

平成一四年度から二四五haの大区画圃場整備事業の工事を開始、平成一九年度に完成した。また、平成一四年度に二三集落を一農場とみなして営農組合の設立を行い、平成二〇年四月に農業生産法人の認定を受けた。現在の組合員数は、一五五名である。

営農組合開始時の作付けは、水稲四二六ha、大豆二〇haの作付けであったが、平成二二年度の作付け予定面積は、水稲八二二ha、大豆九六八ha、そば四八八haであり、年々拡大している。
その「どじょう米」として、「どじょう米」があり、安来市ではどじょう振興が進められていて、その一環として平成一五年度から一部圃場にて、どじょう養殖と無農薬・無化学肥料による



環境にやさしい米づくりに取り組んでいる。

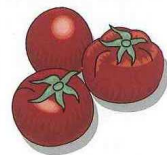
また、特別栽培(無農薬又は減農薬)による米づくりのため、雑草(コナギ)が大発生するので、冬季に水張りを行ったり、田植機や除草機による除草作業を行っている。最近はその効果が発揮されて年々減少している。

他には、ぼかし肥料をつくり、それを水田に散布することで、そこから排出される水の水質が浄化されたためか、水田周辺に生物(メダカ・ドジョウ)が戻ってきて、昔のように子ども達が水田の周辺で遊んでいる姿を見ることが多くなったとのことであった。

研修を終えて

耕作放棄地対策については、抜本的な解決は難しいことを痛感した。農業委員会だけで問題解決に取り組むのではなく、他の農業関係団体と連携することが必要不可欠だと思った。集落営農については、新居浜市は小規模零細農家が多いので実施は難しいと思う。

また、これからの新居浜市農業のあり方について新たに各農業関係団体と考えるべく、必要性を再認識した。その中で、優良農地の利用集積が難しい新居浜市の農業状況をどうやって克服できるかが鍵であると考えた。



耕作放棄地

みんなで考えよう！

農地は、食料生産のための貴重な資源です。農地がなければ、私たちに米や野菜などが安定的に供給されなくなることになります。

農林水産省では、国の基本的な責務である食料の安定供給を確保するため、平成三十二年の目標として食料自給率を五〇%まで引き上げることを明記しております。

一方で、全国的に耕作放棄地が増加し平成二〇年度の耕作放棄地は三三、〇三四haに及ぶこととあります。その主な原因は、農業従事者の高齢化、担い手不足、低い農家所得、鳥獣被害の発生など、いずれも深刻なものであります。しかし、耕作放棄地を放置することは、食料の安定供給を阻害し、さらには病虫害・鳥獣被害の発生源になるばかりでなく、廃棄物不法投棄など長期的に住民の生活環境面でも大きな問題を生じさせるものであります。

新居浜市でも耕作放棄地は、増加傾向にあります。



上の写真は、9月16日に実施した船木地区農地パトロールの風景です。

遊休農地現地調査集計結果 (調査期間：平成22年7月～平成22年9月)

支所	筆数	面積 (㎡)	農地に占める遊休農地の割合	
			筆数	面積 (㎡)
1 本所	37	24,542	2.87%	
2 高津	28	20,676	2.33%	
3 垣生	60	41,875	5.26%	
4 神郷	160	94,231	6.84%	
5 多喜浜	257	211,559	18.80%	
6 船木	286	165,199	9.45%	
7 角野	26	16,089	1.58%	
8 泉川	83	43,729	3.53%	
9 中萩	240	170,457	6.24%	
10 大生院	97	72,575	5.36%	
11 別子山	138	360,454	59.93%	
合計	1,412	1,221,386	8.89%	

農業委員会でも、地区ごとに農業委員の協力を得て農地パトロールを実施し、農地の利用状況を調査しております。実施の際には、地図などを活用しながら周辺農地を目視で確認しています。遊休化している場合は、詳しい確認を行い、写真などを撮って地図などに記録するようにしています。また、是正にあたっては、所有者にできる限り農地の耕作の再開を指導していきます。もし、やむを得ない事情で耕作できない場合は、農業委員会で斡旋を行っていますのでお気軽にご相談ください。

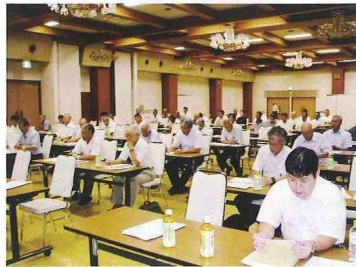
農地転用には許可が必要です

農地は、食糧供給の基盤です。宅地などの土地利用計画との調整に努めながら、優良農地の確保を図る必要があります。宅地や雑種地などの農地を農地以外に利用する場合には農地転用申請の手続きが必要となります。農地転用には農地法でさまざまな制限が設けられておりますので、農地の転用を行う際には、事前に農業委員会まで御相談ください。

農業委員研修会へ参加

去る九月八日、西条市農業会館において、県農業会議主催による農業委員研修会が行われ本市からは一七名の農業委員が参加しました。

研修会では、①改正農地法の運用②農地の流動化と耕作放棄地対策③農業者年金等について、愛媛県担当職員および農業会議担当職員からの説明を受けました。



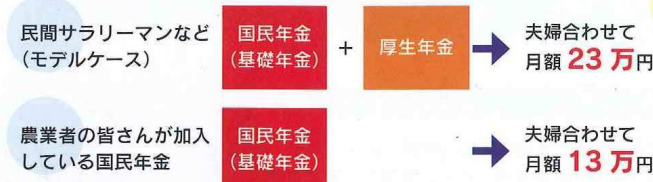
農業者年金

ゆとりある老後を サポート!!



老後への備えは十分ですか??

国民年金と厚生年金、貰える額がこんなに違います!!



サラリーマンと農業者とは、年間120万円もの差ができてしまいます。



で、ゆとりある豊かな老後を迎えましょう。

※ 農業者年金は任意加入の公的年金制度です。

ここに注目!! 農業者年金のメリット

認定農業者など担い手の方は、保険料の国庫補助がうけられます!! 認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

少子高齢化時代に強い!! 「積立式年金」 年金額が加入者受給者の数に影響されない安定した年金制度です。

所得税・住民税が節税に!! 農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除(年最高80万4千円)の対象となり、所得税・住民税が節税になります。(支払った保険料の15%~30%程度が節税に)



保険料は自由に選択できます!! 月2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択。その時の状況に合わせて増額・減額も可能です。

終身年金 80歳までの保証付き!! 原則65歳になれば年金は生涯支給されます。万が一、80歳までに亡くなられた場合でも、遺族に死亡一時金が支払われます。

農業者の方なら広く加入できます!! 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

農業者年金の内容、加入手続きについては、JA又は農業委員会にお問い合わせください。 ※全国農業会議所発行全国農業図書より引用

景観形成作物の 取り組み

増加する遊休・荒廃農地の発生防止対策として、景観形成作物(ポピー・菜の花・ひまわり)を植えることにより、農地所有者に警鐘をならし、農地性の保全、園児に自然体験学習を通じての心の健全育成に役立ててもらうことを目的としています。

川東地区

菜の花

1月 耕起
種まき
除草剤散布



除草作業



開花



4月 園児招待



現在、市内3ヶ所で行っております。実施場所等、詳しい情報は新居浜市のホームページをご覧ください。
<http://www.city.niihama.lg.jp/>

中萩地区

ポピー

11月 耕起
種まき
除草剤散布



3月 除草
作業

開花

5月 園児招待



船木地区

ひまわり

7月 耕起
種まき
除草剤散布



開花

9月 園児招待



景観形成事業班長よりの報告



上部東地区班長
藤田 奨

上部東地区では、船木・角野・泉川の農業委員一〇人が中心となって景観形成事業に取り組んでいます。今年も、ポピーが春の訪れを告げるかのように一面に咲き乱れ、夏には今年の記録的な猛暑に負けずにヒマワリが猛々しく立ち並んでおりました。ご協力をいただきました関係機関の皆様方に感謝申し上げます。

約一反以上の農地に季節に応じた美しい花を咲かせることは、私一人ではとてもできません。花を咲かせるまでの期間、多くの農業委員の協力、取組みが重要となっています。花の発芽状態の確認、定期的な草刈と消毒、溝上げなど丹念に畑へ人の手をかけることでより花の成長を助け、綺麗な花を咲かせることが出来ます。また、花が見頃になれば地元保育園児や高齢者等を招待し、花の香りに包まれた畑の中で花を一本ずつ摘み取るなど、交流も深めております。ぜひ、皆さんも一度ご見学に来て下さい。



上部西地区班長
小野 英雄

農業従事者の高齢化と後継者不足、あわせて農産物の価格低下等の理由で年々荒廃、遊休農地が増加しているのが現状であります。

言うまでもなく、これを何とか防止しなくてはならないのが緊急の課題であります。

そこで、遊休農地防止対策の一環として、私達中萩、大生院地区の農業委員八名が、ヒマワリ・ポピーの作付けに取り組んでいます。

畑の立地条件が良かったので多くの方に関心を持ってもらい地域の話題となりました。また、地元保育園の協力、新聞、テレビでも報道していただき、景観づくりの保全に少しでも役立つものと思っております。

今後とも、各位のご指導とご協力を得ながら、継続していききたいと思います。



川西川東地区副班長
岡田 雅夫

今年度、川東地区では、遊休農地八アールを利用して、景観作物として二月に菜の花を播種しました。やや遅まきではありましたが、順調に開花し、四月には保育園児を招待した菜の花祭りを実施しました。後作にヒマワリを植え付けましたが、覆土の関係か日照続きのせいか、ほとんど発芽せず、残念ながら保育園児に約束したヒマワリ祭りは実施できませんでした。

子供たちが喜んで花の中を駆け回る姿を見たり、畑の近隣の方々から花の期待を聞かされたりすると勇気が湧いてきます。

遊休農地解消の面では目立った成果が出ていませんが、子供たちの自然体験効果や、景観の癒し効果は果たせたと考えています。

最後になりましたが、ご協力いただいた委員及び関係機関の方々には厚く御礼を申し上げます。

